

# 鹿児島県指定障害児入所施設等監査実施要領

## 1 趣旨

この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の2に規定する指定障害児入所施設等及び設置者等に対し、当該指定に係る障害児入所支援（以下「指定入所支援」という。）の提供が関係法令等に従い適正に行われることを目的として行う、法第57条の3第2項の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出等の指示、質問、並びに法第24条の15第1項の規定による報告・物件の提出等の指示、質問又は立入検査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 監査の種類

監査は、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号厚生労働省障害保健福祉部長通知）の別添2に基づき、一般監査及び特別監査とする。

## 3 一般監査

### (1) 一般監査の方針

一般監査は、指定障害児入所施設等に対し、次の関係省令等（以下「指定基準等」という。）に定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準、並びに指定入所支援に要する費用の額の算定及び請求等の基準に関する事項を周知徹底させるとともに、障害児入所給付費等の適正化を図ることを主眼とする。

なお、一般監査に当たっては、当該年度の指導監査実施計画における「重点指導事項」に留意の上、行うこととする。

ア 「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）

イ 「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）

ウ 「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年3月14日厚生労働省告示第128号）

エ 「厚生労働大臣が定める施設基準」（平成24年3月30日厚生労働省告示第269号）

オ 「鹿児島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月29日鹿児島県条例第36号）

### (2) 一般監査

#### ア 実施主体

地域振興局及び支庁（以下「地域振興局等」という。）

なお、特に重点的な監査が必要と認められる指定障害児入所施設等について、地域振興局等は、社会福祉課及び障害福祉課と協議の上、合同で監査を行うことができる。

#### イ 監査対象の選定

- (ア) 指定障害児入所施設等については、概ね3年に1度実施する。
- (イ) (ア)に掲げるほか、指導が必要と認められる指定障害児入所施設等

ウ 監査方法等

(ア) 実施通知

地域振興局長等は、一般監査の対象となる指定障害児入所施設等を決定したときは、別記第1号様式により原則として実施日の30日前までに当該指定障害児入所施設等に通知する。

ただし、監査対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、監査開始時に通知するものとする。

(イ) 監査方法

一般監査は、別に定める監査調書に基づき、関係者との面談及び関係書類の閲覧により行うこととする。

(ウ) 監査結果について

- a 監査担当者は、一般監査の結果を別記第2号様式により、原則として実施日から10日以内に所属長に報告することとする。
- b 一般監査の結果、改善を要すると認められた事項については、「監査における指摘指針」（別表）に基づいて、それぞれの別記第3号様式により原則として実施日から30日以内に当該指定障害児入所施設等に対し通知するとともに、期限を付して別記第4号様式の提出を求めることとする。

エ 特別監査への変更

一般監査中に以下に該当する状況を確認した場合は、一般監査を中止し、直ちに4に定めるところにより特別監査を行うことができる。

- (ア) 著しい指定基準等の違反が確認され、指定障害児入所施設等の利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断される場合
- (イ) 指定入所支援に要する費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正であると認められる場合

オ 地域振興局等の報告

地域振興局長等は、次の事項について、それぞれに定める期限内に暮らし保健福祉部長に報告するものとする。

なお、暮らし保健福祉部長は、一般監査の実施状況について、その他必要と認める事項について、別に様式を定め、地域振興局長等に報告を求めることができるものとする。

事 項	様 式	提 出 期 限
一般監査実施計画	別記第5号様式	毎年6月中旬
上半期一般監査実施報告	別記第6号様式	毎年10月末日
下半期一般監査実施報告	別記第6号様式	毎年3月末日

4 特別監査

(1) 特別監査の方針

特別監査は、指定障害児入所施設等が行う指定入所支援の内容が、3の(1)に掲げる指定基準等に違反し若しくはその疑いが認められる場合、又は指定入所支援に要する費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(2) 実施主体

地域振興局等

なお、特別監査の実施に当たっては、事前に社会福祉課及び障害福祉課に協議することとし、社会福祉課及び障害福祉課は必要な協力を行うこととする。

(3) 監査対象の選定基準

特別監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等に係る事実の確認が必要と認められる場合に行うものとする。

ア 要確認情報

(ア) 通報・苦情・相談等に基づく情報

(イ) 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

(ウ) 障害児支援給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す施設等

イ 一般監査等において確認した情報

県及び市町村が一般監査等により確認した指定基準違反等

(4) 監査方法等

ア 実施通知

地域振興局長等は、特別監査を実施するに当たり、特別監査の対象となる指定障害児入所施設等に対し、前日又は当日に電話等で通知するものとする。

ただし、特に必要と認めるときは、通知せずを実施するものとする。

なお、実施についての通知文は、別記第7号様式により当日手交するものとする。

イ 監査方法

特別監査は、一般監査の方法によることとする。

なお、特別監査の実施に当たっては、事前に指定基準違反等に係る事実の確認に必要と思われる事項を検討するなど、適切かつ効果的に実施されるよう十分な準備を行うものとする。

ウ 監査結果

a 監査担当者は、特別監査の結果について、別記第8号様式により監査実施後速やかに所属長に報告することとし、所属長はこれを受けてくらし保健福祉部長に報告することとする。

b 特別監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項について、当該指定障害児入所施設等に対し、別記第9号様式により原則として実施の日から30日以内に所要の改善を指示するとともに、期限を付して別記第10号様式の提出を求めることとする。

(5) 特別監査後の措置

特別監査の結果、指定基準違反等が認められた場合は、当該指定基準違反等を第24条の17の各号に照らした上、地域振興局長等は第24条16の規定による勧告等、くらし保健福祉部長は第24条の17の規定による指定の取消し等を機動的に行うこととする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。